

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年9月

私は、昭和47年に結婚したが、そのころ、夫の国民年金の加入手続きを行い、夫婦二人分の保険料を一緒に納付したはずなのに、私の分だけ1か月未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和47年11月*日に結婚し、「そのころ、夫の国民年金の加入手続きを行い、夫婦二人分の保険料を一緒に納付した。」と主張しているところ、夫が所持する国民年金手帳には、発行日が同年11月21日の日付印が押されている上、同年4月から12月までの国民年金保険料を同年12月2日に一括で納付していることが確認できる。

また、申立人は昭和47年10月から同年12月までの保険料を、夫と同じ同年12月2日に納付しており、その後の48年1月から49年3月までの保険料はすべて夫と同じ日に納付していることが確認できることから、申立人の主張は基本的に信用でき、申立期間のみ未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間以外の被保険者期間について第3号被保険者であった期間以外はすべて保険料を納付している上、申立期間は1か月と短期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年9月
② 昭和61年7月から同年12月まで

申立期間①については、納付場所等についての記憶は無いが、1か月でも未納が分かっていたら納付したはずだと思う。

申立期間②については、当時、Aを自営しており、銀行の口座振替か出入りしていた銀行員に妻の保険料と一緒に預けて納付していたので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、6か月と短期間である上、申立人は、複数回の厚生年金保険から国民年金への切替手続をすべて適切に行い、保険料をほぼ納付している。

また、申立期間前後の保険料は納付済みであり、申立期間当時、申立人が自営していたAの経営状況に大きな変化は見当たらず、保険料を納付できなかった特段の事情も見当たらないことから、申立期間が未納とされていることは不自然である。

しかし、申立期間^{あいまい}①については、国民年金保険料の納付場所、納付金額等に係る申立人の記憶は曖昧である上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、社会保険庁の記録から、申立人の国民年金被保険者期間は昭和45年5月29日から53年9月21日までとされており、この間の保険料は50年8月以降が

未納とされていたところ、平成19年8月19日に厚生年金保険被保険者記録が統合されたことにより、昭和50年7月以降の国民年金被保険者期間は厚生年金保険被保険者期間に訂正（50年7月分の国民年金保険料は還付）されたが、申立期間の1か月のみは厚生年金保険被保険者期間でなかったことから、国民年金被保険者期間であり、保険料は従前どおり未納となっていることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和61年7月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

滋賀国民年金 事案 680

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年7月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年7月から62年3月まで

申立期間当時、夫はAを自営しており、銀行の口座振替か夫の保険料と一緒に出入りしていた銀行員に保険料を預けて納付していたので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間である上、申立人は、国民年金加入以降における複数回の国民年金の種別変更手続をすべて適切に行い、保険料もほぼ納付している。

また、申立期間前後の保険料は納付済みであり、申立期間当時、申立人が夫と共に自営していたAの経営状況に大きな変化は見当たらず、申立人が保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらないことから、申立期間が未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和43年4月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、5万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月31日から43年4月1日まで
勤務していたA社は倒産したが、すぐに新会社であるB社に勤務した。しかし、昭和42年10月31日から43年4月1日までの期間が空白となっている。この期間も給与から厚生年金保険料が控除されており、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、当初、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和43年4月1日と記録され、健康保険被保険者証の返納日は、同年4月6日と記録されていることが確認できる上、雇用保険の記録によると、申立人は、43年3月5日に同社を離職し、翌日の同年3月6日に同社の後継会社であるB社において資格を取得していることが確認できることから、申立人が申立期間において両社に継続して勤務していたことが認められる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A社に係る適用事業所の全喪日は、昭和43年4月8日付けで、同年2月29日までさかのぼって処理されている上、同日付けで、申立人の被保険者資格喪失日も、43年4月1日から42年10月31日にさかのぼって訂正されていることが確認できる。

また、A社では、申立人を含む24名の従業員に対して、申立人と同様の資格喪失日に係る訂正処理が行われていることが確認できることから、このように適用事業所の全喪日をさかのぼった上、資格喪失日について、さかのぼって訂

正を行う合理的な理由は見当たらない。

なお、商業登記簿によると、A社は、申立期間より後の昭和48年10月29日に後継会社のB社と合併し、解散した旨記録されていることから、同社は、43年3月31日時点において、厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の資格喪失日の訂正処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、B社における資格取得日と同日の昭和43年4月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、資格喪失日が訂正される前の当初の社会保険事務所の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間においてA事業所B営業所に勤務し、C共済組合の組合員であったことが認められることから、申立人のD共済組合員としての資格取得日に係る記録を昭和44年5月1日に、資格喪失日に係る記録を45年1月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、14万4,380円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月1日から45年1月1日まで

Aバスの運転手募集があり、採用試験を受け、昭和44年5月1日からA事業所B営業所に勤務した。退職する44年12月までAバスの運転手をしており、厚生年金保険又はD共済組合に加入していたはずであるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された職員名簿、同僚の供述及びE法人から提出された在職証明書により、申立人が申立期間においてA事業所B営業所に勤務していたことが確認できる。

また、E法人の職員課は、申立人に係る年金制度の取扱いについて、申立人は厚生年金保険の加入対象者ではなく、D共済組合の組合員であった旨を証言している。

さらに、昭和44年6月1日現在の職員名簿に記載されている同僚は、すべて同組合員であったことから判断すると、申立人が申立期間にD共済組合の組合員であったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、D共済組合員であった期間は、厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成8年法律第82号)附則第5条の規定により、平成9年4月1日から厚生年金保険の被保険者であった期間とみなされることから、申立人のD共済組合員としての資格取得日に係る記録を昭和44年5

月 1 日に、資格喪失日に係る記録を 45 年 1 月 1 日に訂正することが必要である。

なお、申立期間における標準報酬月額については、在職証明書における俸給額に係る記載及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 105 号）附則第 9 条の規定から、14 万 4,380 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年5月から同年9月までの期間、55年1月から同年3月までの期間、55年8月及び同年9月並びに60年6月から62年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年5月から同年9月まで
② 昭和55年1月から同年3月まで
③ 昭和55年8月及び同年9月
④ 昭和60年6月から62年6月まで

国民年金保険料については、家計を管理していた私が、常に夫婦二人分と一緒に納付してきた。申立期間について、夫の保険料は納付となっているのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は「常に夫婦二人分の保険料を自分が一緒に納付していた。」と主張しているが、社会保険庁の記録では、夫婦の納付日が必ずしも一致していないことが確認できる。

また、申立期間④の最終月の翌月の昭和62年7月から平成元年3月までの保険料が、時効間際の平成元年10月30日に一括納付されていることが社会保険庁の記録で確認できることから、申立期間④の保険料は、時効により納付できなかった可能性がうかがわれる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人の保険料額及び保険料納付状況等に係る記憶が曖昧である。

加えて、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から45年8月までの期間及び49年2月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年5月から45年8月まで
② 昭和49年2月から52年3月まで

申立期間①については、当時、同居していた父親が、私の分の国民年金保険料を納付してくれた記憶がある。また、申立期間②については、会社を退職した昭和49年1月から2、3年経過したころ、役場から国民年金保険料の納付案内をもらい約10万円を納付した。しかし、いずれも国民年金の未加入期間とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は昭和52年4月6日であるとともに、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄及びA町役場が保管する国民年金被保険者台帳には同年4月1日任意加入と記載されていることが確認できることから、申立期間①及び②は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間①について、国民年金の加入手続及び保険料納付は申立人の亡くなった父親が行っており、申立人は関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに申立期間②について、申立人は役場職員の「今、保険料を納めておかないと、満額の国民年金がもらえなくなりますよ。」という勧めに従い、約10万円の保険料を納付したと主張しているが、当時のA町役場担当者は、「申立人は任意の未加入期間であることから、保険料をさかのぼって収納することは無い。また、10万円という大金を受け取った記憶は無い。」と証言している。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家

計簿、確定申告書等)は無く、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年9月から2年1月までの期間及び11年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年9月から2年1月まで
② 平成11年10月から同年12月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付状況を照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できないとの回答をもらった。

申立期間①及び②の加入手続は、自宅近くにあるA市役所B支所で行い、①の期間については最初の2か月だけ納付して、その後に納付を止めた記憶は無く、②の期間についても収入が十分にあった時期なので、途中で納付を止めるような理由も思い当たらず納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は平成元年7月ごろ、自宅近くのA市役所B支所において、国民年金の加入手続を行い、保険料納付を開始したと主張しているが、社会保険庁が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の払出年月日が同年11月9日であること及びA市の記録では、申立人が同年10月13日に加入手続に係る届出を行ったことが確認できることから、申立人の主張と相違している。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、保険料納付に関与したとする申立人の母も記憶が曖昧であり、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立期間①及び②については、「保険料納付を止める理由が無い。」との申立人の主張のほかに、納付をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年12月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月から9年3月まで
20歳の時に、父が国民年金の加入手続をし、保険料の免除申請をしてくれた。その後、平成12年から14年の間に、保険料の追納勧奨状が送付されてきたので、祖母にお金を出してもらい、申立期間の保険料をA市役所の年金関係の窓口で直接納付した。
その後、再度、追納勧奨状が送付されてきたが、既に保険料を納付済みであるので、申立期間の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所から送付された国民年金追納勧奨状に応じる形で、申立期間の国民年金保険料をA市役所の年金関係の窓口へ追納したと申し立てているが、同市役所に照会しても、「当時から、年金係の窓口職員は出納印を持っておらず、窓口での現金の取扱いは不可能であった。」と回答している。

また、申立人に資金援助したとされる申立人の祖母は、当時、資金援助した覚えはあるが、その金額や用途等は定かではないと回答しており、当時の祖母の日記帳を確認しても、申立ての事実を確認できる記述は見当たらなかった。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡や申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から45年9月までの期間及び50年1月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年8月から45年9月まで
② 昭和50年1月から同年8月まで

A市にある会社で働いていた時に、国民年金の納付書が届いたため、将来のためにと思い、妻から8万4,000円をもらい、昭和50年ごろにA郵便局で保険料を納付した。所持する納付書・領収証書等に領収印が押されていない理由は分からないが、金額も大きかったため、支払いに工面したことをよく覚えている。申立期間の保険料の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料額に一致する「納付書・領収証書」に加えて、保険料が領収されていれば金融機関が保管することとなる「領収控」、同じく社会保険事務所が保管することとなる「領収済通知書」のいずれも所持している上、そのいずれにも領収印が押されていない。

また、申立人が所持する「領収済通知書」には、「附4条」の記載があり、これは第3回特例納付（実施期間は、昭和53年7月から55年6月まで）を示すことから、申立ての昭和50年ごろに保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 409

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 10 月 1 日から 11 年 10 月 1 日まで

A社の役員として、平成7年10月から11年9月まで勤務していた。当時は、50万円から70万円の役員報酬を受け取っていたが、社会保険庁の記録では標準報酬月額が15万円となっている。納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の役員として50万円から70万円の報酬を受けていたと主張しているが、同社の事業主及び当時の経理担当者は、「申立人に役員（監査役）報酬として支払っていたのは15万円である。なお、このほか、申立人は現場作業業務に従事していたので、この報酬を外注費として支払っていた。」と証言している。

また、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の申立人の標準報酬月額は15万円で決定されており、社会保険庁の標準報酬月額の記録と一致しているとともに、同通知書の備考欄には15万円の標準報酬月額に応じた被保険者負担分の保険料額が記入されていることから、標準報酬月額15万円に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたものと推認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 410

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月から 43 年 10 月まで

私は、短期大学卒業後、正社員としてA社に入社したが、社会保険事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、入社後1か月間だけ厚生年金保険に加入しているとのことだった。

しかし、その後も同じ仕事を同じ場所でしており、給与も月末に支給されていた。忘年会でにぎやかに騒いでいた記憶もあるので、昭和42年2月だけとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

当時の複数の同僚の証言から、申立人が、A社に勤務していたことは推認できるものの、昭和38年4月1日から42年11月10日まで厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「申立人はB(実家はB)の娘さんで、私よりずっと前に退職したように思う。当時は正社員でも勤務が続くかどうか、数か月間は様子を見てから届け出るような感じだった。」と証言していることから、申立人は、少なくとも申立期間の一部は同社に勤務していなかった可能性が考えられる上、申立人自身も勤務期間について、「短期大学を卒業後、しばらくは実家にいた後に入社した。」とするのみで、必ずしも当時の勤務期間に係る記憶が明確でない。

また、申立人は、昭和39年12月7日に国民年金に加入し、41年4月から第3号被保険者に種別変更する61年3月までの期間について、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、現在の事業主は、「当時の資料が無く、状況を詳しく知っている者もいないため、厚生年金保険の加入及び保険料控除について確認することはできず、申立人に関することは分からない。」と回答している上、社会保険事務

所が保管するA社の被保険者原票によると、申立人の健康保険被保険者証は、昭和42年2月23日付けで「証返」の記録が確認できる。

加えて、申立人は、A社における申立期間に係る雇用保険の加入記録も確認できず、このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 411

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 2 月 28 日から同年 5 月 1 日まで
② 昭和 46 年 9 月 1 日から 47 年 5 月 1 日まで

私は、A社とB社の代表取締役であった。申立期間①について、社会保険庁の記録では、A社を昭和42年2月28日に資格喪失し、同年5月1日にB社で資格取得となっているが、どちらかの会社で厚生年金保険に加入していたと思う。

申立期間②について、一貫してB社の経営をしていたのに、厚生年金保険に空白期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険の加入及び保険料控除についての記憶が曖昧である。

また、A社に照会したところ、申立期間当時の状況は不明とのことであり、B社は既に全喪し、申立期間当時の経理担当者も亡くなっていることから、申立人の厚生年金保険の加入状況及び保険料控除等について確認することができなかった。

さらに、申立期間①について、申立人は、昭和42年3月1日にA社の代表取締役を辞任していることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届が申立人の辞任に伴い提出されたものと考えられるとともに、申立人は、B社においては、代表取締役として業務を執行する立場にあったことから、厚生年金保険に係る届出事務についても責任を負っていたものと考えられる。

加えて、申立期間②について、申立人は、昭和46年9月28日にB社の代表取締役を辞任していることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届が申立人の辞任に伴い提出されたものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。